

項目	現 行	改 定 後	変更内容・補足説明等
I. 共通利用編 第 11 条〔解約等〕 1. 任意解約	「みなとビジネスダイレクト」利用規定 (2026 年 8 月改定) 1. 任意解約 本規定に基づく契約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の手続によるものとします。なお、解約の届出は当社の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、本サービスによる取引において未処理のものがある等、当社が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。	「みなとビジネスダイレクト」利用規定 (2027 年 1 月改定) 1. 任意解約 本規定に基づく契約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の手続によるものとします。なお、解約の届出は当社の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当社は責任を負いません。また、契約者は処理が完了していない取引の依頼データの取消または必要な明細・結果データの取得を行ったうえで本サービスを解約するものとし、当社はその時まで処理が完了していない取引の依頼データの処理または未取得の明細・結果データの提供をする義務を負いません。	解約時の取扱いを明確化 未取得のデータの取扱いに関する規定を追加